

令和3年3月9日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局子育て支援課長

緊急事態宣言の再延長に伴う 市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について

日頃から、保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組に御理解、御協力いただいていることに感謝申し上げます。

令和3年3月5日付で政府による「緊急事態宣言」の対象期間が、令和3年3月21日まで延長されました。そのため、本市における市型預かり保育等*の利用については、保護者の皆様にお知らせした「緊急事態宣言の発出に伴う市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について（令和3年1月13日付）」及び「緊急事態宣言の延長に伴う市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について（令和3年2月12日付）」の取扱いを令和3年3月21日まで継続することとします。

保護者のみなさまにおかれましても、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、お子様及びご自身の体調の確認や衛生管理等に御協力をお願いいたします。

※市型預かり保育等： 私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育事業）、
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

<担当連絡先>

子育て支援課 671-2085